

## 短期入所生活介護(ショートステイ)上中里つつじ荘料金表

### (1) 施設利用料等(1日あたり)

施設利用料等は、以下のとおりです。

介護保険適用時の自己負担は1割または2割です。

負担割合については負担割合証でご確認ください。

#### ① 基本料金(従来型個室)

	介護報酬額	1割負担	2割負担
要支援1	4,850円	485円	970円
要支援2	6,027円	603円	1,206円
要介護1	6,482円	649円	1,297円
要介護2	7,237円	724円	1,448円
要介護3	8,014円	802円	1,603円
要介護4	8,769円	877円	1,754円
要介護5	9,501円	951円	1,901円

#### ② 基本料金(多床室)

	介護報酬額	1割負担	2割負担
要支援1	4,850円	485円	970円
要支援2	6,027円	603円	1,206円
要介護1	6,482円	649円	1,297円
要介護2	7,237円	724円	1,448円
要介護3	8,014円	802円	1,603円
要介護4	8,769円	877円	1,754円
要介護5	9,501円	951円	1,901円

#### ③ 滞在費

従来型個室	多床室(相部屋)
1,150円	840円

#### ④ 食費

朝食	昼食	夕食	合計
330円	600円	450円	1,380円

※ 滞在費と食費の負担額は、厚生労働省が定めるところにより、世帯の課税状況等に応じて4段階に区分されます。第1段階から第3段階までの方は、申請により減額されます。

なお、預貯金等が一定額以上ある場合や、世帯分離している配偶者に一定以上の所得がある場合など、減額の対象とならない場合があります。

【利用者負担限度額】

(単位:円) (日額)

利用料負担段階	居住費		食費
	従来型個室	多床室(相部屋)	
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	390円
第3段階	820円	370円	650円

※ 従来型個室利用者に対し多床室の料金を請求する措置があります。

① 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した方

② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方

③ 厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する方

※ 生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられません。

⑤ 送迎代 (ご利用になられた場合片道 1回あたり)

料 金 介護報酬額 2,042円 1割負担 205円 2割負担 409円

⑥ その他の料金

理容費、レクリエーションにかかる費用等は別途料金がかかります。

⑦ 看護体制加算Ⅰ

常勤看護師1名以上配置した場合。

料 金 介護報酬額 44円 1割負担 5円 2割負担 9円

⑧ 看護体制加算Ⅱ

看護職員を利用者25名につき1名以上配置し、病院等と24時間連絡体制をとっている場合。

料 金 介護報酬額 88円 1割負担 9円 2割負担 18円

⑨ 医療連携強化加算

看護体制加算Ⅱを受けている場合で、痰の吸引等を行っている利用者について、急変の予測や早期発見等のため看護職員による定期的な巡視等を行っている場合。

在宅中重度受入加算を適用している場合は対象外となります。

料 金 介護報酬額 643円 1割負担 65円 2割負担 129円

⑩ 療養食加算

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合の加算。

料 金 介護報酬額 88円 1割負担 9円 2割負担 18円

⑪ 夜勤職員配置加算Ⅲ (基準人数を1名以上超えて配置した場合)

料 金 介護報酬額 166円 1割負担 17円 2割負担 34円

⑫ 認知症行動・心理状態緊急対応加算

医師が認知症の症状のため、在宅での生活が困難で、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であるとの判断で利用した場合(7日を限度)。

料 金 介護報酬額 2,220円 1割負担 222円 2割負担 444円

⑬ 若年性認知症利用者受入加算(ただし、上記⑫を適用の方を除く)

料 金 介護報酬額 1,332円 1割負担 134円 2割負担 267円

⑭ 在宅中重度者受入加算

ショートステイ利用中にいままで利用していた訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。

看護体制加算Ⅰのみ加算している場合。

料 金 介護報酬額 4,673円 1割負担 468円 2割負担 935円

看護体制加算Ⅱのみ加算している場合。

料 金 介護報酬額 4,628円 1割負担 463円 2割負担 926円

看護体制加算Ⅰ、Ⅱともに加算している場合。

料 金 介護報酬額 4,584円 1割負担 459円 2割負担 917円

看護体制加算Ⅰ、Ⅱともに加算していない場合。

料 金 介護報酬額 4,717円 1割負担 472円 2割負担 944円

⑮ 機能訓練指導員配置加算

専従の機能訓練指導員を配置している加算(全員にかかります)。

料 金 介護報酬額 133円 1割負担 14円 2割負担 27円

⑯ 個別機能訓練加算

専従の機能訓練指導員を配置し、3か月ごとに1回以上、利用者宅を訪問したうえで、機能訓練の内容の見直し等を行う場合。

料 金 介護報酬額 621円 1割負担 63円 2割負担 125円

⑰ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を行った場合。入所日から7日または家族等の疾病等でやむを得ないときは14日を限度。

⑫を算定しているときは対象外。

料 金 介護報酬額 999円 1割負担 100円 2割負担 200円

⑱ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

介護福祉士を介護職員の60%以上配置した場合。

料 金 介護報酬額 199円 1割負担 20円 2割負担 40円

⑲ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合。

料 金 介護報酬額 133円 1割負担 14円 2割負担 27円

⑳ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

常勤職員を看護職員・介護職員の75%以上配置した場合。

料 金 介護報酬額 66円 1割負担 7円 2割負担 14円

㉑ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

3年以上勤続年数のある職員を直接処遇職員の30%以上配置した場合。

料 金 介護報酬額 66円 1割負担 7円 2割負担 14円

② 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

所定単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割または2割となります。(平成33年3月31日までの間)

③ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数にサービス別加算率(6.0%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。  
ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割または2割となります。(平成33年3月31日までの間)

\* ②、③はいずれかの適用となります。

\* 介護保険適用利用をする場合、端数処理の関係上、上記の介護保険適用時の額に円単位の誤差が生じる事があります。

\* 償還払いの場合は一旦、介護報酬額全額をお支払いいただき、その後領収書を添付して東京都北区に請求されますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の自己負担額、食費及び居室代

ただし、下記に該当した場合は、キャンセル料はいただきません。

1. 急な病気・入院・事故などやむを得ない理由により連絡ができなかった場合またはサービスの提供ができなかった場合
2. ひとり暮らし・高齢者のみの世帯などで、連絡が難しいと認められる場合